

防 人 第 5 1 8 号

令和5年(2023年)10月20日

防府市特別職報酬等審議会

会長 羽嶋 秀一 様

防府市長 池 田 豊



防府市特別職の報酬等について（諮問）

防府市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、議員の報酬の額、市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の委員並びに非常勤の監査委員の報酬の額について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年(2024年)1月31日

防府市長 池田 豊 様

防府市特別職報酬等審議会
会 長 羽 嶋 秀



防府市特別職の報酬等について（答申）

令和5年10月20日付けで諮問のあった防府市特別職の報酬等について、本審議会の意見を付して下記のとおり答申する。

記

- 1 議員の報酬の額
- | | | |
|----------|----|----------|
| 議長 | 月額 | 527,000円 |
| 副議長 | 月額 | 453,000円 |
| 常任委員長 | 月額 | 433,000円 |
| 常任副委員長 | 月額 | 429,000円 |
| 議会運営委員長 | 月額 | 433,000円 |
| 議会運営副委員長 | 月額 | 429,000円 |
| 議員 | 月額 | 424,000円 |
- 2 市長及び副市長の給料及び退職手当の額
- (1) 給料の額
- | | | |
|-----|----|----------|
| 市長 | 月額 | 937,000円 |
| 副市長 | 月額 | 765,000円 |
- (2) 退職手当の額
- 市長及び副市長 改定後の給料に基づき計算した額とする。

3 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の委員並びに

非常勤の監査委員の報酬の額

教育委員会の委員	月額	77,100円
選挙管理委員会の委員長	月額	46,200円
選挙管理委員会の委員	月額	41,100円
公平委員会の委員長	月額	41,100円
公平委員会の委員	月額	34,900円
農業委員会の会長	月額	47,200円
農業委員会の農業委員会会長職務代理者	月額	37,000円
農業委員会の小委員会委員長	月額	37,000円
農業委員会の委員	月額	33,900円
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	92,500円
議会議員のうちから選任された監査委員	月額	42,100円

4 実施時期 令和6年4月1日

5 答申意見

議員の報酬の額、市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の委員並びに非常勤の監査委員の報酬の額について、慎重に審議を行い、以下のとおり意見の一致を得た。

- ・ 議員の報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の委員並びに非常勤の監査委員の報酬の額（以下「議員・特別職の報酬等」という。）については、平成17年に当時の厳しい社会情勢や本市の財政状況等を勘案し、国家公務員の人事院勧告の改定率を超える約5%の減額改定がなされ、現在まで据え置かれている。

一方で、現在の日本経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化の動きが続き、賃金に関する動きについては、民間においては、2023春闘での賃上げ率が30年ぶりの高水準となったほか、最低賃金も大きく上がっている。国家公務員の人事院勧告においても、今年度の一般職員の給与改定率が民間企業の賃上げに準じて1%を超える大幅な増となっており、過去10年間ではその累計値は2.8%の増となっている。

また、本市の財政状況は、決算における実質単年度収支は3年連続で黒字となり、各自治体の財政の健全化に関する指標である健全化判断比率についても全ての指標において国の基準を大きく下回っている。

こうした状況下において、平成17年から据え置かれている議員・特別職の報酬等については、社会情勢や人事院勧告等を鑑みて適正な改定を行うことが望ましく、この度は国家公務員の人事院勧告の過去10年間の給与改定率の累計値である2.8%増に基づいて引き上げを行うことが妥当であるとの結論に達した。

- ・ 市長及び副市長の退職手当の額については、改定後の給料に基づき計算した額とするとの結論に達した。
- ・ 改定の実施時期については、今後も本審議会が定期的に開催されることを踏まえて令和6年4月1日とすることが妥当であるとの結論に達した。
- ・ この答申は、議員や特別職に対し、今後の防府市の発展に向けた市民の期待を込めたものであることを十分に理解していただきたいということを申し添える。

6 その他

本審議会の所掌事項ではないが、委員から提言のあった事項について、以下のとおり意見を付言する。

- (1) 教育長、常勤監査委員及び上下水道事業管理者（以下「教育長等」という。）の給料の額については、市長及び副市長と同様に、2.8%の引き上げを行うことが妥当である。

教育長	月額 668,000円
常勤監査委員	月額 574,000円
上下水道事業管理者	月額 585,000円

- (2) 教育長等の退職手当の額

ア 教育長等の退職手当を算出する計算式については、市長及び副市長と同様に、
給料月額 × 勤続月数 × 支給割合 とする。

イ 支給割合については、次のとおりとする。

教育長	100分の30
常勤監査委員	100分の20
上下水道事業管理者	100分の20

(3) 実施時期 令和6年4月1日

(4) 防府市特別職報酬等審議会条例の所掌事項に定める特別職に「教育長、常勤監査委員及び上下水道事業管理者」を加えることが望ましい。